

# 序 章

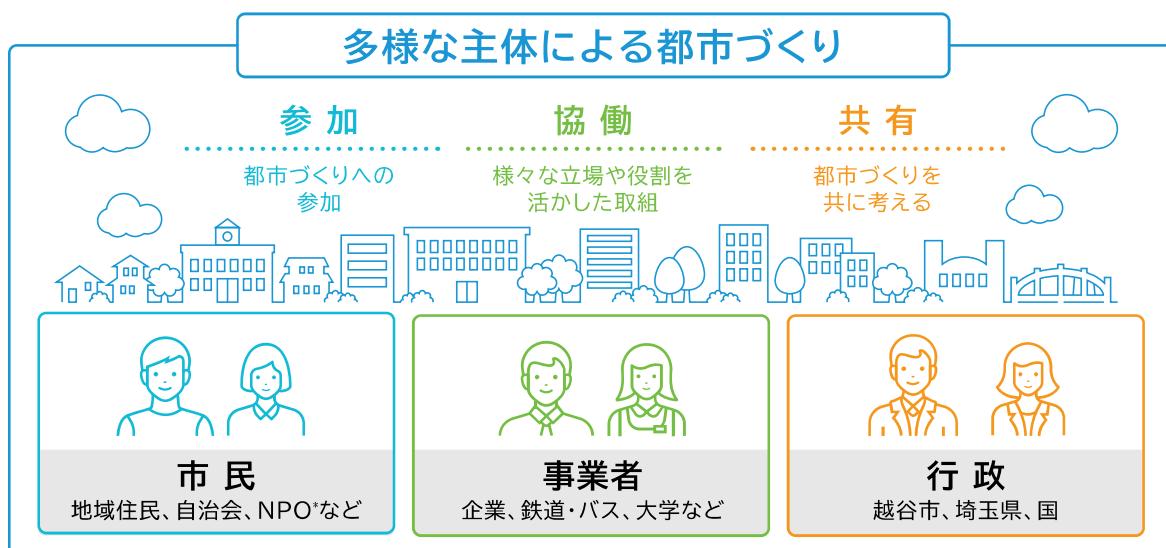
## 都市計画マスターplanとは

- 
- 1 目的と役割**
  - 2 計画の位置づけ**
  - 3 改定の背景**
  - 4 計画の概要**

# 1 目的と役割

## (1) 計画の目的

越谷市都市計画マスタープランは、これから越谷市が目指す都市づくりの基本的な考え方を示す計画です。市民、事業者、行政など、多様な主体が都市づくりに『参加』し、様々な立場や役割を活かしながら『協働』により取り組み、都市づくりを共に考え『共有』するために策定しています。



## (2) 計画の役割

越谷市都市計画マスタープランは、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)として主に次のような役割を担っています。

### 1 都市の将来像

■長期的な視点のもと、本市が目指す都市の将来像を明確にし、その実現に向けた都市づくりの方針や地区づくりの方針を示します。

### 2 都市計画の指針

■都市の将来像の実現に向けて、土地利用や都市施設\*などの都市計画の決定・変更\*の際の指針となります。

### 3 都市づくりを進める際の上位計画

■都市づくりに関する様々な施策や事業を進めていく際の上位計画となります。

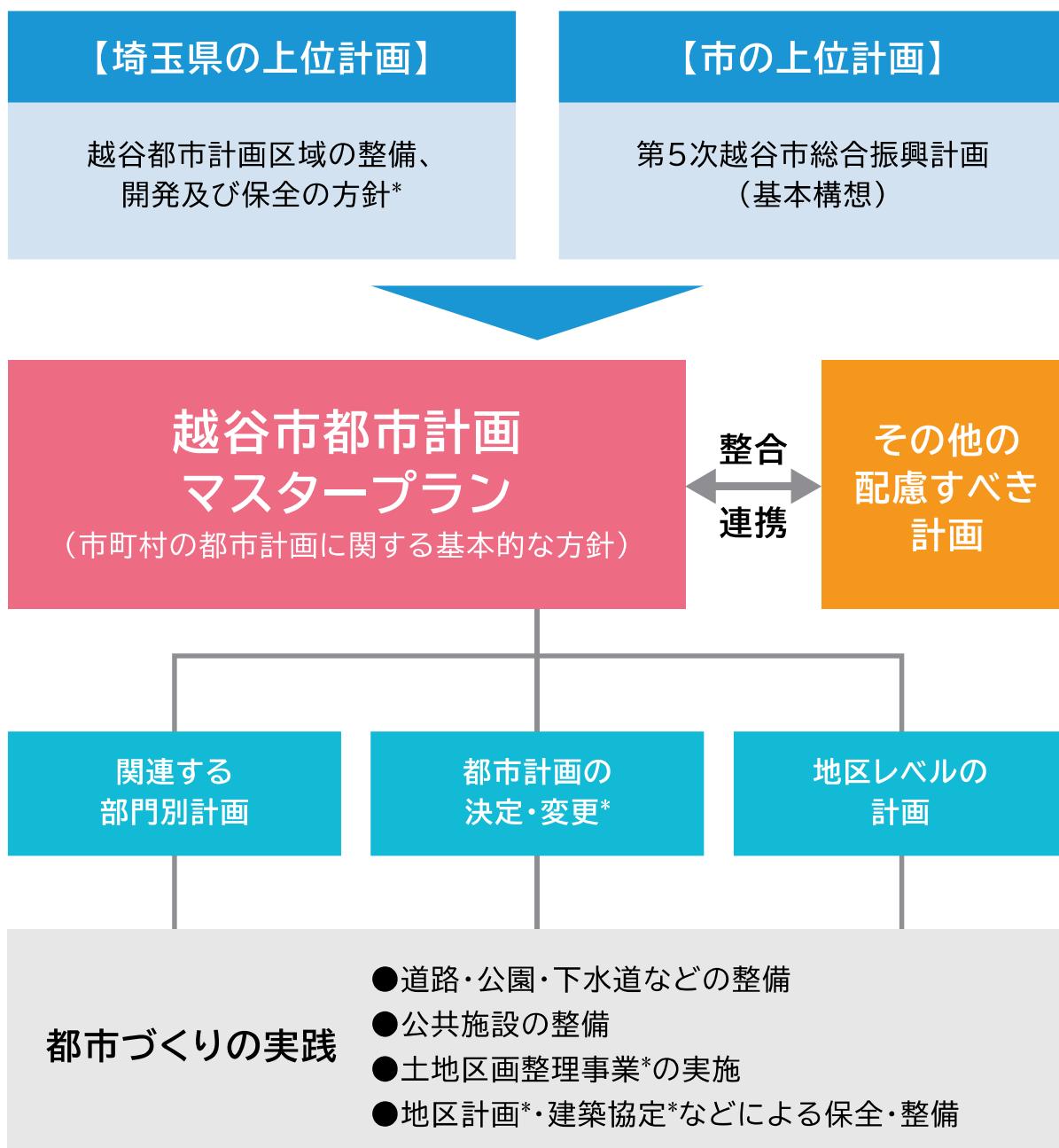
### 4 協働の都市づくりの道筋

■市民、事業者、行政など、多様な主体が都市づくりに参加し、協働による都市づくりを進めるための道筋となります。

## 2 計画の位置づけ

越谷市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、本市の上位計画となる「第5次越谷市総合振興計画」や埼玉県が定める「越谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\*」に即すとともに、本市に関するその他の配慮すべき計画との整合・連携を図りながら定めます。

### ■都市計画マスタープランの位置づけ



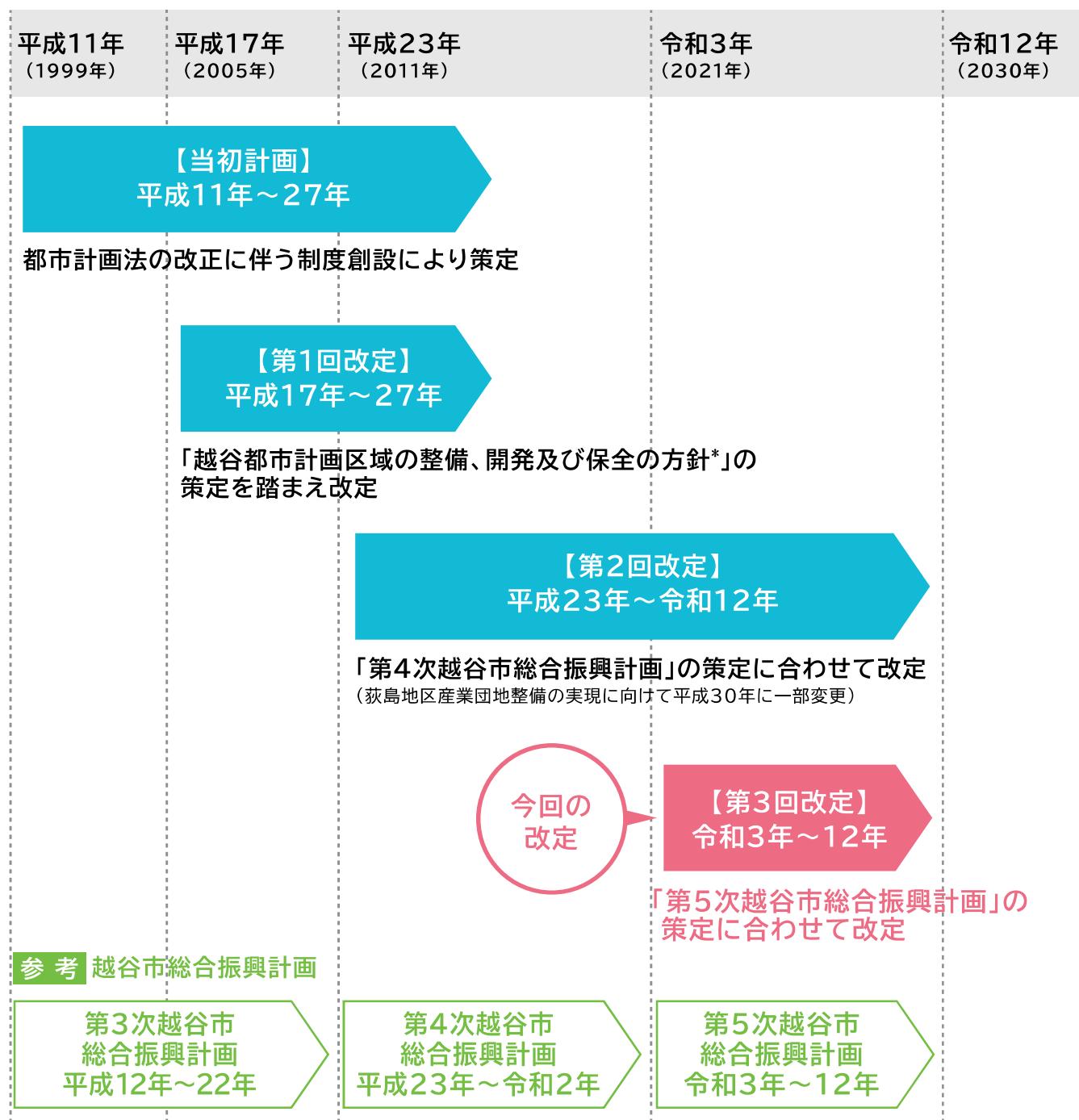
### 3 改定の背景

前計画は、平成23年(2011年)3月に、「第4次越谷市総合振興計画」の策定に合わせて改定しました。計画期間は平成23年度(2011年度)から令和12年度(2030年度)となっており、平成30年度(2018年度)には、荻島地区産業団地整備の実現に向けて、「第4次越谷市総合振興計画」の一部改定と合わせ、計画の一部変更を行いました。

前計画の初年度から約10年が経過する中で、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化、これに伴う都市計画に関する法改正など、本市を取り巻く環境が大きく変化してきています。

このような時代の変化に対応した都市づくりを推進していくため、本市の上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」の策定と合わせ、越谷市都市計画マスタープランの改定を行いました。

#### ■計画改定の経緯

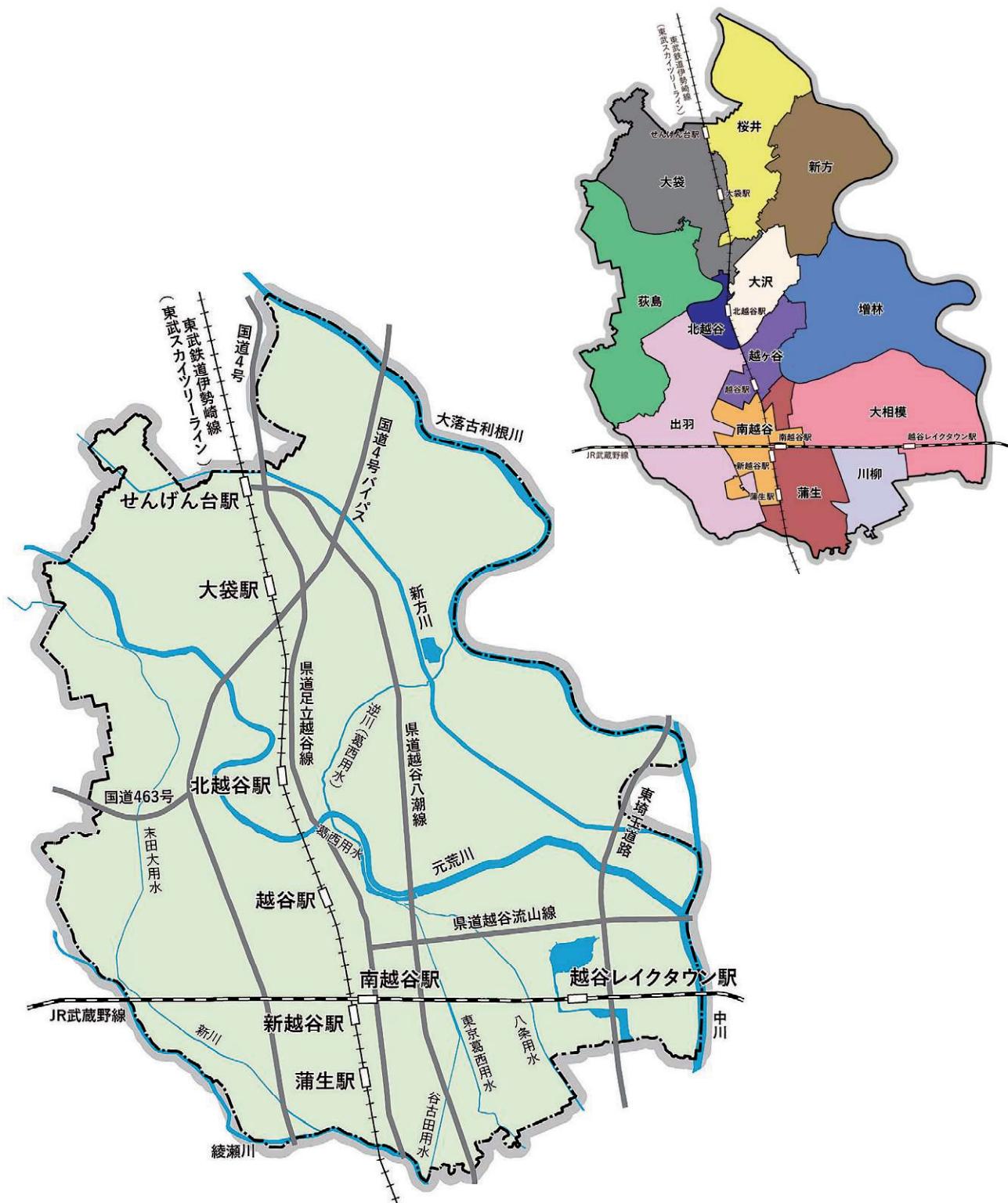


## 4 計画の概要

### (1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

#### ■概況図と地区区分図



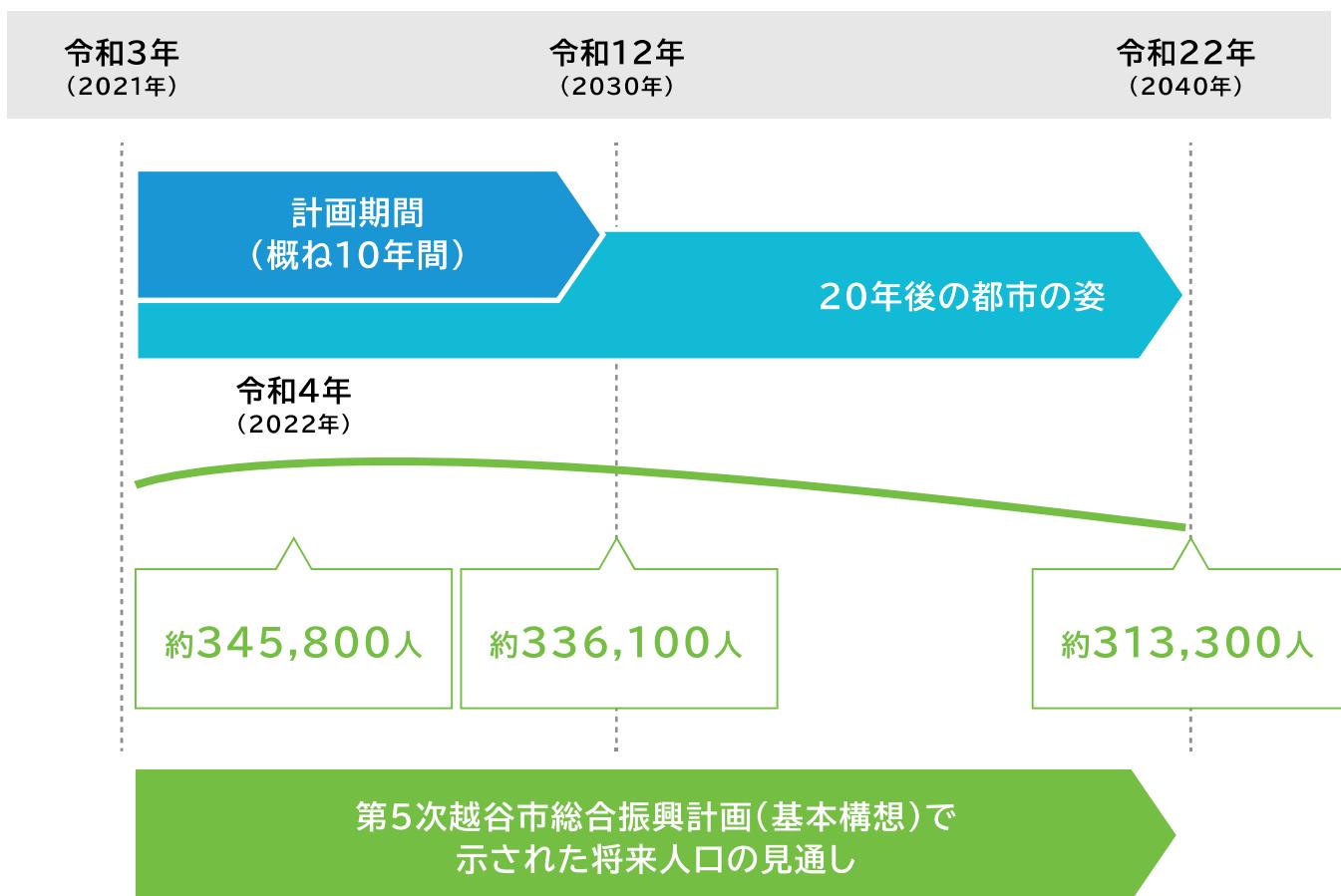
## (2)目標年次

本計画は、令和3年度(2021年度)を初年度とし、20年後の本市の都市の姿を展望しながら、概ね10年間の都市づくりの基本的な考え方を示すこととし、令和12年度(2030年度)を目標年次とします。

## (3)将来人口

将来人口については、「第5次越谷市総合振興計画」に沿うものとし、目標年次の令和12年(2030年)に約336,100人、20年後の令和22年(2040年)に約313,300人となる見通しです。

### ■目標年次と将来人口



## (4)構成

### 序 章 | 都市計画マスターplanとは

- 1 目的と役割
- 2 計画の位置づけ
- 3 改定の背景
- 4 計画の概要

都市計画マスターplanを策定する目的や、改定の背景、計画の概要などを示します。

### 第1章 | 現況と課題

- 1 越谷市の概況
- 2 越谷市を取り巻く現況
- 3 都市づくりの主要課題

本市を取り巻く社会経済情勢等の現況から、本市が抱える都市づくりの主要課題を示します。

### 全体構想

### 第2章 | 目指す都市の姿

- 1 都市の将来像
- 2 将来都市構造
- 主要課題、視点、将来像、都市づくりの方針の関係

20年後を展望した都市の将来像と、将来都市構造を示します。

### 第3章 | 都市づくりの方針

- 都市づくりの方針の体系図
- 1 土地利用の基本方針
- 2 市街地形成の基本方針
- 3 交通体系の基本方針
- 4 水と緑の基本方針
- 5 都市環境の基本方針
- 6 安全・安心の基本方針

都市の将来像や将来都市構造の実現に向けて、本市がどのような都市づくりを目指すのか、分野別に方針を示します。

### 地区別構想

### 第4章 | 地区づくりの方針

- 1 地区づくりの方針の考え方
  - 2 地区づくりの方針
- |        |         |
|--------|---------|
| ① 桜井地区 | ⑧ 川柳地区  |
| ② 新方地区 | ⑨ 大相模地区 |
| ③ 増林地区 | ⑩ 大沢地区  |
| ④ 大袋地区 | ⑪ 北越谷地区 |
| ⑤ 荻島地区 | ⑫ 越ヶ谷地区 |
| ⑥ 出羽地区 | ⑬ 南越谷地区 |
| ⑦ 蒲生地区 |         |

全体構想との整合を図りながら、各地区的特性を踏まえ、地区ごとに地区づくりの方針を示します。

### 第5章 | 都市づくりの推進に向けて

- 1 基本的な考え方
- 2 推進方策
- 3 都市づくりの評価

本計画で掲げた各種方針の実効性を高めるための推進方策を示します。

